

岐阜県公報

目 次

収用委員会規則

○岐阜県収用委員会運営規則の一部改正

(収用委員会) 一ページ

収用委員会告示

○岐阜県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程

(収用委員会) 二

収用委員会規則

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県収用委員会

会 長 端 元 博 保

岐阜県収用委員会規則第一号

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四十二 前各号に掲げるもののほか、受理、公告、謄本の交付、証明、送達、送付、通知、回答、報告、依頼等のうち軽易な事項を処理すること。

第三条に次の一項を加える。

5 会長代理は、順位を定めて二名まで置くことができるものとする。

第十条を第十三条とし、第九条を第十二条とする。

第八条中「委員会の事務を整理する」を削り、「会長」の下に「又は指名委員」を加え、同条を第十一条とする。

第七条第一項中「及び審理等」を「又は審理」に、「原則として、記録」を「会議記録又は審理議事録」に改め、同条第二項中「記録には」を「会議記録には、会議の日時、場所、出席者及び議事の要点を記載し」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

3 審理議事録には、審理の日時、場所、出席者及び審理の要点を記載し、その審理に

出席した会長又は審理を指揮した指名委員及び当該審理に出席した委員一名以上が署名押印しなければならない。ただし、審理に関する速記録を審議議事録の一部にすることができる。

第六条中「審理等」を「審理」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指名委員の選任等)

第九条 法第六十条の二第一項の規定により審理又は調査に関する事務（裁決及び決定を除く。）の一部を委任する委員（以下「指名委員」という。）の指名及び委任する事務は、会議において決定する。

2 指名委員が複数の場合における事務の処理は、当該指名委員全員の合議によつて行う。ただし、審理の指揮は、当該指名委員全員の合議により指定された委員が行う。

3 指名委員は、委任された事務について、会議においてその内容を報告しなければならない。

第五条の見出し中「会議」を「会議等」に改め、同条第一項中「招集しよう」を「招集し、又は審理を開始しよう」に改め、「議題」の下に「又は審理する事項」を、「委員」の下に「（法第六十一条第二項の規定により臨時に補充された予備委員があるときは、これを含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 会長が欠けた場合において、会議を招集しようとするときは、法第五十八条の規定により委員会の事務を整理する職員（以下「職員」という。）が招集するものとする。

第五条第三項を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(審理開始の公告)

第七条 委員会が審理を開始するときは、あらかじめ審理の期日及び場所を公告しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(会議の種類)

第五条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として毎月第三木曜日に開催するものとする。

3 臨時会は、会長が必要と認めたとき又は委員から請求があつたときに開催するものとする。

本則に次の一条を加える。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、会議その他運営に關し必要な事項は、委員会の議決によつて別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

岐阜県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県収用委員会

会 長 端 元 博 保

岐阜県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第五十九条及び岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第十四条の規定に基づき、岐阜県収用委員会（以下「委員会」という。）において公正な審理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(出席者の入場手続)

第二条 法第八条に規定する起業者、土地所有者若しくは関係人、法第六十五条に規定する参考人若しくは鑑定人又は法第九十四条に規定する起業者若しくは損失を受けた者（以下「出席者」という。）は、審理に出席しようとするときは、審理の当日、受付で出席者本人であることを申し出なければならない。

2 会長又は審理を指揮する指名委員（以下「会長等」という。）は、必要と認めるときは、別記第一号様式による入場券を発行することができる。この場合において、出席者は、入場券の交付を受け、審理の会場に入ろうとするときは、入場券を会長等の命

を受けた係員（以下「係員」という。）に提示しなければならない。

3 入場券の効力は、入場券に記載された日限りとする。

4 出席者は、審理の会場に入ろうとするときには、係員の指示に従わなければならない。

（入場券の提示）

第三条 入場券の交付を受けた出席者は、係員から要求を受けたときは、入場券を係員に提示しなければならない。

（傍聴手続）

第四条 会長等は、傍聴席の数等を考慮して、審理を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の数を制限することができる。

2 前項の場合において、会長等は、必要と認めるときは、別記第二号様式による傍聴券を発行することができるものとし、傍聴人は、傍聴券の交付を受けなければならない。

3 傍聴券は、審理の当日、受付で先着順に交付するものとする。ただし、会長等が必要と認めるときは、他の方法により交付することができる。

4 傍聴券の交付を受けた傍聴人は、審理の会場に入ろうとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。

5 傍聴券の効力は、傍聴券に記載された日限りとする。

6 傍聴人は、審理の会場に入ろうとするときには、係員の指示に従わなければならない。

（傍聴券の提示）

第五条 傍聴券の交付を受けた傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。

（傍聴券の返還）

第六条 傍聴券の交付を受けた傍聴人は、傍聴を終えたとき又は傍聴の必要がなくなつたときは、これを返還しなければならない。

（審理の非公開）

第七条 委員会又は指名委員は、審理の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、審理を公開しないことができる。

2 前項の場合において、委員会又は指名委員が審理の途中において審理を公開しないこととしたときは、会長等は、その旨を告げるとともに、傍聴人及び会長等が指定す

る者に退場を指示するものとする。

3 前項の規定により、退場を指示された者は、直ちに審理の会場から退場しなければならない。

（審理会場への入場制限）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、審理の会場に入ることができない。

一 酒気を帯びていると認められる者

二 銃器、刃物その他の人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者

四 拡声器、笛、ラッパその他の音響を発することを目的とするものを携帯している者

五 鉢巻き、たすき、腕章、ヘルメット等を着用し、又は異様な服装をしている者

六 前各号に掲げる者のほか、審理を妨害し、又は審理の公正を害するおそれがあると認められる者

（出席者の発言）

第九条 出席者は、審理において、会長等の指示によらず、又は許可を得ないで発言してはならない。

（出席者の遵守事項）

第十条 出席者は、審理の会場においては、次の事項を守らなければならない。

一 静粛を旨とし、談論し、放歌し、高笑し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。

二 審理に必要と会長等が認めるものを除くほか、ビラ、ポスターその他これらに類するものを配布し、掲示し、又は展示しないこと。

三 鉢巻き又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

六 携帯電話等の電源を切ること。

七 前各号に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。

（傍聴人の遵守事項）

第十一条 傍聴人は、審理の会場においては、前条各号に掲げる事項のほか、次の事項を守らなければならない。

一 審理における言論に対して発声その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

二 定められた場所以外の場所に入らないこと。

(写真、映画等の撮影及び放送、録音等の禁止)

第十二条 出席者及び傍聴人は、審理の会場において、写真、映画等を撮影し、又は放送、録音、インターネットによる中継等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(会長等の指示)

第十三条 出席者及び傍聴人は、会長等及び係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第十四条 会長等は、出席者又は傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、又は係員をして制止させるものとする。

2 会長等は、出席者又は傍聴人が前項の規定による制止に従わないときは、法第六十四条第三項の規定により退場を命じ、又は係員をして退場させることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、当日の審理を再び傍聴することができない。

(代理人)

第十五条 この規程における出席者に関する規定は、法第三十六条の規定による代理人が審理に出席する場合に準用する。この場合において、審理に出席しようとする代理人は、審理開始前にその権限を証する書面を委員会に提出しなければならない。

(雑則)

第十六条 この規程に定めるもののほか、公正な審理の確保に関し必要な事項は、会長等が定める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

(様面)

市長収用委員会 収用書

備考

入 場 券

年 月 日
(当日限り有効)

岐阜県収用委員会

(裏面)

出席者の守るべき事項

- 1 会長等の指示によらず、又は許可を得ないで発言しないこと。
 - 2 静粛を旨とし、談論し、放歌し、高笑し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - 3 審理に必要と会長等が認めるものを除くほか、ビラ、ポスターその他これらに類するものを配布し、掲示し、又は展示しないこと。
 - 4 鉢巻き又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - 5 飲食又は喫煙をしないこと。
 - 6 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - 7 携帯電話等の電源を切ること。
 - 8 2 から 7 に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。
 - 9 会長等の許可を得ず、写真、映画等を撮影し、又は放送、録音、インターネットによる中継等をしないこと。
 - 10 審理会場においては、会長等及び係員の指示に従うこと。
- (注意事項)
- 1 上記事項を守られない場合は、審理会場からの退場を命ぜられることがあります。
 - 2 係員から要求を受けたときは、入場券を係員に提示してください。

第 2 号様式 (第 4 条関係)

(表面)

年岐収委第	号収用事件	傍 聴 券	番号
			年 月 日 (当日限り有効)

岐阜県収用委員会

（裏面）

傍聴人を守るべき事項

- 1 静粛を旨とし、談論し、放歌し、高笑し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - 2 審理に必要と会長等が認めるものを除くほか、ビラ、ポスターその他これらに類するものを配布し、掲示し、又は展示しないこと。
 - 3 鉢巻き又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - 4 飲食又は喫煙をしないこと。
 - 5 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - 6 携帯電話等の電源を切ること。
 - 7 審理における言論に対して発声その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - 8 定められた場所以外の場所に入らないこと。
 - 9 1 から 8 に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。
 - 10 会長等の許可を得ず、写真、映画等を撮影し、又は放送、録音、インターネットによる中継等をしないこと。
 - 11 審理会場においては、会長等及び係員の指示に従うこと。
- （注意事項）
- 1 上記事項を守られない場合は、審理会場からの退場を命ぜられることがあります。
 - 2 係員から要求を受けたときは、傍聴券を係員に提示してください。
 - 3 傍聴を終えたとき又は傍聴の必要がなくなったときは、この傍聴券を返還してください。